

(別記1)

分みつ糖工場生産性向上整備事業

第1 事業の内容

1 事業の内容

本事業は、働き方改革に対応するため、令和6年3月までの猶予期間内に長時間労働を是正する必要がある国内の分みつ糖工場の、国内産糖の製造に係る設備等のうち、省力化・効率化に資する既存設備の改良及び季節工用宿舍等の導入に必要な経費を助成するものとする。

2 補助率

本事業の補助率は6/10以内とする。

第2 応募要件

1 本事業に応募できる者は次に掲げる者とする。

- (1) 分みつ糖製造事業者
- (2) 生産者の組織する団体
- (3) 市町村

2 1の(1)及び(2)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。

3 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

4 法人等(個人、法人及び団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

第3 採択要件等

1 成果目標

分みつ糖工場の労働生産性を2%以上向上することを成果目標として設定するものとする。

2 目標年度

目標年度は、令和5年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、1の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。

第4 助成

補助対象施設の基準等は、次のとおりとする。

#### 1 補助対象経費

(1) 補助対象経費は、国内の分みつ糖の製造に係る機器及び設備のうち、省力化・効率化に資する既存施設の改良及び季節工用宿舎等の導入に要する経費とする。

なお、分みつ糖製造に係る機器及び設備とは、受入、洗浄、製造、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備、その他国内産糖製造に必要な設備並びにそれらを覆うために必要な建築物及び制御室（機械設備を集中的に管理運営するために必要な建築物）のことをいう。

(2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知、以下同じ。）」及び「過大積算等の不当事態の防止について（昭和 56 年 5 月 19 日付け第 897 号農林水産省大臣官房通知。以下同じ。）」によるものとする。

(3) 補助の対象となる施設等は原則として、新品又は新築によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施行又は直営施行、古品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施行及び利用管理を行ううえでの不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

#### 2 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているもの。

(2) 既存施設等の代替として同種・同能力のものを再度導入（いわゆる更新）するための経費。

(3) 施設の附帯施設のみの整備のための経費。

(4) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費。

(5) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費。

(6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

### 第 5 事業の実施手続等

#### 1 事業実施計画書の作成

本事業における事業実施計画書の作成は、様式 5-1 により行うものとする。

#### 2 費用対効果分析の算定

本事業における費用対効果については、別記 1 - 1「分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画書と併せて地方農政局等の長に提出するものとする。

- 3 上記に定めるほか、強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 食産第 5396 号、30 生産第 2221 号、30 政統第 2195 号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。